

## 審 査 基 準

令和4年5月13日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第104条の4第6項（第105条第2項において準用する場合を含む。）
処 分 の 概 要：運転経歴証明書の交付
原権者（委任先）：兵庫県公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法第104条の4第1項、第2項、第5項及び第6項（申請による取消し）、第105条第2項（免許の失効） 道路交通法施行令第39条の2の5（運転経歴証明書の交付）、第39条の2の6（運転経歴証明書の交付） 道路交通法施行規則第30条の10（運転経歴証明書の交付の申請の手続）
審 査 基 準：判断基準は「法令の定め」に尽くされている。
標 準 処 理 期 間： ○ 即日 申請による免許の取消しを行い、又は失効した免許に係る免許証を交付した公安委員会が兵庫県公安委員会である場合に、交付の申請が、警察本部運転免許課の更新センター・免許センターでの処理の場合 ○ 申請日から15日 警察署（佐用警察センターを含む。）窓口での処理の場合 ○ 申請日から3日（行政庁の休日は含まない。） 申請による免許の取消しを行い、又は失効した免許に係る免許証を交付した公安委員会が他都道府県公安委員会である場合に、交付の申請が、警察本部運転免許課の更新センター・免許センターでの処理の場合
申 請 先： ○ 申請書は、警察本部運転免許課免許管理係、明石運転免許更新センター、阪神運転免許更新センター、神戸優良・高齢運転者運転免許更新センター、姫路優良・高齢運転者運転免許更新センター及び但馬運転免許センターの窓口に提出してください。 ○ 申請は、警察本部以外にも警察署（佐用警察センターを含む。）の窓口で行うことができます。
問 い 合 わ せ 先：兵庫県警察本部交通部運転免許課免許管理係 078-912-1628（内線273）
備 考：